大阪府地域で活躍するICN育成に係る研修受講支援事業補助金交付要綱

（目的）

第一条　大阪府（以下「府」という。）は、医療施設や社会福祉施設等（以下「施設等」という。）への感染管理に関する研修や指導等を担うことができる診療報酬の基本診療料の感染対策向上加算の施設基準等に規定する研修（以下「感染管理に係る適切な研修」という。）を修了した看護師（以下「ICN」という。）の育成を支援することにより、府及び府内市町村（以下「府等」という。）が実施する保健所の所管区域（以下「地域」という。）の施設等に対する感染症への対応力向上を図る取組みや感染症にかかる医療提供体制の確保に関する取組み等に協力する医療機関の体制を強化し、感染症への対応を主導する地域の医療機関の充実を図ることで、地域における感染症対応の強化を行うことを目的とし、予算の定めるところにより、大阪府地域で活躍するICN育成に係る研修受講支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号、以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

（補助対象機関）

第二条　この補助金を受けて事業を実施できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者（以下「補助対象機関」という。）とする。ただし、過去に補助金の交付を受けている者を除く。

一　診療報酬の基本診療料の施設基準等に係る届出のうち感染対策向上加算１の施設基準に係る届出を行っている保険医療機関（補助金の交付を申請する年度内に当該届出を行う保険医療機関を含む。）

二　次に掲げる府等が実施する感染症に関する施策（診療報酬に係る取組みを除く。）に積極的に協力する機関

イ　府等が実施する地域の施設等に対する感染症への対応力向上を図る取組み

ロ　大阪府感染症予防計画に基づく感染症にかかる医療を提供する体制の確保に関する取組み

ハ　その他、地域の感染症への対応力向上を図るための取組み

（補助対象事業）

第三条　補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助対象機関が複数人のICNを配置するために、当該機関が雇用する職員をICNとして養成する事業とする。

（補助対象経費）

第四条　補助金交付の対象となる補助基準額、対象経費等は、別表のとおりとする。

（交付額の算定方法）

第五条　この補助金の交付額は、次により算出された額の範囲内とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

一　別表に定める基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

二　前号により選定した額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付基礎額とする。

三　前号の交付基礎額に別表の補助率を乗じて得た額を交付額とする。

（交付の申請）

第六条　規則第４条第１項による申請は、次に掲げる書類を、知事が定める日までに提出することにより行わなければならない。

一　大阪府地域で活躍するICN育成に係る研修受講支援事業補助金交付申請書（様式第１号）

二　要件確認申立書（様式第１号の２）

三　暴力団等審査情報（様式第１号の３）

四　その他知事が必要と認める書類

（補助金の交付決定及び通知）

第七条　知事は、補助金の交付の申請があったときは、規則第５条の規定により、補助金の交付決定を行い、補助金の交付を受けようとする補助対象機関に対し、通知する。

（補助金の交付の条件等）

第八条　規則第６条第１項各号に掲げるもののほか、同条第２項の規定により附する条件は次のとおりとする。

一　補助事業に要する経費として交付を受けた補助金を、その交付の目的に反して使用してはならない。

二　補助対象機関に対し、補助事業に関し、必要な検査をすることがある。

三　補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならない。

四　補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が０円の場合を含む。）は、知事が定める様式（様式第２号）により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、補助対象機関が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売り上げ割合等の申告内容に基づき報告を行うこととする。

また、知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部は府に納付しなければならない。

五　補助対象機関は、この補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく国の負担又は補助を受けてはならない。

２　規則第６条第１項第１号の規定による知事の定める軽微な変更は、経費の20％以内の変更とする。

３　規則第６条第１項第１号、第２号及び第３号の規定による知事の承認を受けようとする場合は、大阪府地域で活躍するICN育成に係る研修受講支援事業補助金内容変更・中止（廃止）承認申請書（様式第３号）に関連書類を添付して、知事に提出しなければならない。

（補助金の交付決定及び通知）

第九条　知事は、補助金の交付の申請があったときは、規則第５条の規定により、補助金の交付決定を行い、補助金の交付を受けようとする補助対象機関に対し、通知する。

（交付申請の取下げ）

第十条　補助金の交付の申請をした者は、規則第７条の規定による通知を受け取った日から

起算して10日以内に限り当該申請書を取り下げることができる。

２　前項の規定による取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

（実績報告）

第十一条　規則第12条の規定による報告は、大阪府地域で活躍するICN育成に係る研修受講支援事業補助金実績報告書（様式第４号）を補助事業の完了した日の翌日から起算して30日以内又は翌年度の４月10日までのいずれか早い日までに知事に提出することにより行わなければならない。

（補助金の額の確定及び通知）

第十二条　知事は、前条の実績報告書の提出を受けた場合は、当該報告書等を審査し、及び必要に応じて調査等を行い、その報告に係る補助金の交付の実施結果が、交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、規則第13条の規定により補助金の額を確定し、補助対象機関へ通知するものとする。

（補助金の交付）

第十三条　知事は、規則第13条の規定による補助金の額の確定の後、当該補助金を交付する。

（立入調査）

第十四条　知事は、補助金に係る予算の執行の適正を期するために必要があると認められるときは、補助金の交付決定を受けた補助対象機関に対して、報告させ、又は、本府職員にその事務所、施設等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

（交付決定の取消し等）

第十五条　知事は、次に掲げる事由に該当すると認める場合には、規則第５条に規定する補助の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

一　補助対象機関が、法令、規則、本要綱、補助金の交付決定の内容、これに附した条件に違反した場合

二　補助対象機関が、補助金を他の用途に使用した場合

三　補助対象機関が、補助金に関して不正、怠慢、虚偽その他不適当な行為を行った場合

四　交付の決定後生じた事情の変更等により、補助金の全部又は一部が必要でなくなった場合

２　知事は、前項の取り消し又は変更を行った場合には、交付した補助金のうち当該取り消し又は変更に係る部分の全部又は一部に相当する金額の返還を命ずるものとする。

３　知事は、第１項第一号から第三号までの事由に該当することを理由として交付決定を取り消し又は変更し、前項の規定による補助金の返還を命ずる場合には、補助対象機関に対し、当該命令に係る補助金を補助対象機関が受領した日から、当該命令により返還すべき補助金を補助対象機関が納付するまでの期間に応じて、年利10.95％の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

４　前項の規定は、交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

（その他）

第十六条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附　則

この要綱は、令和６年７月９日から施行する。

別表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １　補助基準額 | ２　対象経費 | ３　補助率 |
| 補助金の交付を申請する年度内に「感染管理に係る適切な研修」を修了する者が所属する補助対象機関あたり1,500,000円 | ICNを養成するための「感染管理に係る適切な研修」の受講料ただし、補助対象機関が負担した入学金及び授業料（交付を申請する年度より前の年度に負担した経費を含む。）に限る。また、補助対象機関につき一人分の受講料に限る。※受講した研修に、特定行為に係る看護師の研修の受講料が含まれる場合は、その受講料を含む。 | 0.5 |